

府中市いじめ防止基本方針

(平成27年版)

府中市教育委員会

1 いじめ防止基本方針策定の意義

いじめの問題は、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。

そのことによって当該児童・生徒が登校できなくなったり、生命や身体に重大な危険が及んだりするおそれがあり、このいじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つである。

府中市いじめ防止基本方針は、いじめの問題から児童・生徒を守るために「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識に立って、学校、家庭、地域住民及び関係機関と緊密に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットなどを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、「学校」とは、市立小学校及び市立中学校のことをいう。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こり得るという認識の下に、府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、保護者、地域住民及び関係機関が連携し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に継続的に取り組むことが必要である。

また、学校の教育活動全体を通して、全ての児童・生徒がいじめについて深く考え、理解する取組として、道徳の授業等で自他の存在を認め、互いの人格を尊重し合う態度など、人間関係形成能力を養うことが必要である。

4 教育委員会における取組

(1) いじめ問題対策委員会の活用

いじめ防止等の対策をより実効的に行うため、教育委員会、学校、児童相談所、人権擁護委員その他関係者により構成されるいじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を活用する。

(2) 研修の実施

東京都教育委員会の研修プログラムを踏まえ、若手教諭から校長までの職層ごとの研修を実施する。

(3) 指導主事等の派遣

事案に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等を学校に派遣する。

(4) 啓発活動の実施

「いじめ防止カード」、「いじめ防止教育プログラム」等を用いた啓発活動を行う。

(5) 関係機関等との連携

警察、子ども家庭支援センター、児童相談所、民生委員・児童委員、保護司会等の関係機関及び専門家と連携し、学校を支援する。

(6) 重大事態への対処

重大事態への対処には、対策委員会を活用し、学校と連携して、詳細な調査の実施及び対応について検討を行うとともに、その結果を市長へ報告する。また、市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、調査を行うことができるものとする。

5 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針、東京都いじめ防止対策推進基本方針及び府中市いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本方針を定める。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該校におけるいじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置く。

また、重大事態が発生した際には、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行い、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校は、市及び教育委員会と連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処の各段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていく。

ア 未然防止

(7) 対策の方針

- a 全ての児童・生徒を対象とした「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体での醸成
- b 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめをしない、許容しない態度及び能力の育成
- c 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童会・生徒会活動等でいじめの防止を訴えるような取組の推進

- d いじめ防止教育等校内研修の充実と教職員個人及び組織の資質向上
- e 生徒及び保護者を対象としたいじめ（インターネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- f 家庭訪問や学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力など

(4) 主な取組

- a 学校いじめ対策委員会の全校設置
- b 学級担任による問題を抱えた児童・生徒への積極的な働き掛け
- c 学校サポートチームの全校設置
- d いじめに関する校内研修の実施（年3回）
- e いじめに関する授業の実施（学期始めを含む年3回以上）
- f 弁護士等を活用した法教育の実施
- g 「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援

イ 早期発見

(7) 対策の方針

- a 定期的なアンケート調査「ふれあい（いじめ防止強化）月間」等や学級担任等による教育相談の実施による早期のいじめの実態把握と児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- b スクールカウンセラー（相談室）や養護教諭（保健室）との関わり、教育相談等の電話窓口の周知等による相談体制の整備
- c 職員会議等における教職員全体によるいじめに関する情報の共有など

(4) 主な取組

- a 定期的な「生活意識調査」の実施
- b スクールカウンセラーによる面接
- c 定期的な個人面談の実施（年3回程度）
- d 全教員による校内巡回等を通じた児童・生徒の観察
- e 関係機関との連携による学校非公式サイト等の監視
- f 効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
- g 学校いじめ相談メール等の実施
- h ファイリングの徹底による情報共有
- i 「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見（月1回）
- j 学校便りや保護者会の積極的な活用
- k スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介
- l 児童館、学童クラブ及び放課後子ども教室との連携

ウ 早期対応

(7) 対策の方針

- a いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- b いじめられた児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
- c いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる生活環境の確保
- d 教育的配慮の下、き然とした態度によるいじめた児童・生徒への指導
- e いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- f 保護者への支援・助言
- g 保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- h 関係機関や専門家等との相談・連携
- i いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談など

(4) 主な取組

- a 把握した情報に基づく対応方針の策定
- b 学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化
- c いじめられた児童・生徒の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- d いじめた児童・生徒に対する組織的・継続的な観察・指導等
- e いじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
- f 「いじめ防止カード」の活用
- g 教育委員会への報告及び学校サポートチームを通じた警察、児童相談所等との連携・協力
- h いじめ対策保護者会の開催
- i PTAとの連携・協力
- j 地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

エ 重大事態への対処

(7) 対策の方針

- a いじめられた児童・生徒の安全の確保
- b いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる生活環境の確保
- c 関係機関や専門家等との相談・連携
- d いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- e 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力

- f 重大事態発生についての教育委員会等への報告
- g 重大事態の調査結果についての再調査への協力など
- (4) 主な取組
 - a いじめられた児童・生徒の保護・ケア
 - b スクールカウンセラーによるケア
 - c スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
 - d 適応指導教室への通級等の実施
 - e 別室での学習実施
 - f 警察への相談・通報
 - g 懲戒や出席停止
 - h いじめた児童・生徒とその保護者に対するケア
 - i 教育委員会への報告と連携
 - j 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
 - k 東京都教育委員会のいじめ等の問題解決支援チームの活用